

広島県告示第五百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市東区馬木一丁目、同区上温品三丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
	馬木一丁目 一三八（四 一四八―二 ）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
	上温品三丁 目五（五五 一五―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
	上温品三丁 目五（五五 一五―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

区域の表示及び法
 第九条第二項に規
 定する土砂災害警
 戒区域等における
 土砂災害防止対策
 の推進に関する法
 律施行令（平成十
 三年政令第八十四
 号）で定める事項